

長崎県本庁舎広告募集要項

長崎県では、県有財産の新たな有効活用を図るため、長崎県本庁舎のエレベーターホールやエレベーター内等に広告掲出枠（フレーム）を設置し、民間企業等のポスター広告の掲出場所として貸付を行います。この広告掲出場所を活用していただく広告主を募集します。

1. 募集する広告掲出枠の場所、規格等

場所	規格・種類	枠数	1 枠当たりの月額料金	空き状況(○ = 空き)
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール（西側）	B2 判 縦 ポスター (728mm × 515mm)	1		○
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール（中央）	B2 判 縦 ポスター (728mm × 515mm)	1	12,000円 (消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	○
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール（東側）	B2 判 縦 ポスター (728mm × 515mm)	1		○
長崎県庁行政棟 2階売店前（食堂側）	B2 判 縦 ポスター (728mm × 515mm)	1		○
長崎県庁行政棟 2階売店前（売店側）	B2 判 縦 ポスター (728mm × 515mm)	1		○
長崎県庁行政棟 8階展望室入口（展望室側）	B2 判 縦 ポスター (728mm × 515mm)	1	3,000円 (消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	○
長崎県庁行政棟 8階展望室入口（エレベーター側）	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 1号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 1号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 2号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 2号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1	8,000円 (消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 3号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 3号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 4号機 手前	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○
長崎県庁行政棟 中央エレベーター 4号機 奥	A2 判 縦 ポスター (594mm × 420mm)	1		○

(1) エレベーターの稼働時間は、点検時を除き以下のとおりです。

- ・中央エレベーター 2号機（1階～7階）

職員:24時間利用可

来庁者:平日18時～8時30分の間及び休日は利用不可

- ・中央エレベーター 3号機（1階～8階）

職員:平日21時～7時の間及び休日は利用不可

来庁者:平日18時～8時30分の間及び休日は利用不可

- ・中央エレベーター 4号機（1階～8階）

職員:平日18時～8時30分の間及び休日は利用不可

来庁者:平日21時～7時の間及び休日21時～9時の間は利用不可

(2) 広告掲出位置図、掲出イメージは以下の資料をご確認ください。

- ・広告掲出位置図（行政棟1階、行政棟2階及び行政棟8階）

- ・広告掲出イメージ（写真）

2 . 広告掲出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで（1ヶ月単位から）

3 . 申込方法

持参又は郵送、もしくは、メールにて、以下の書類を9の部局まで提出してください。

(1) 長崎県本庁舎広告掲出申込書（様式第1号（ポスター用））

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 広告原案（ポスター）

(4) 会社概要（業務内容）等の資料

4 . 申込期間

令和8年3月6日（金）まで

持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとします。

郵送の場合は、令和8年3月6日（金）17時必着とします。

5 . 申し込みに際しての留意事項

(1) 申し込みは、1ヶ月単位とします。

(2) 広告ポスター作成費用は、広告主の負担となります。

(3) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、9の部局が行います。

(4) 広告掲出期間中に広告内容を変更する場合は、変更の2週間前までに9の部局への協議が必要となります。

6 . 関係規程

業種、広告内容等について基準等を設けています。申し込みにあたっては、以下の規程をご確認ください。

- ・長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱

- ・長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領

- ・長崎県県有施設広告掲出取扱基準

7 . 選定方法

申し込みのあった広告について、9の部局において6の関係規程に適合するか審査します。また、同一の掲出場所に枠数以上の申込みがあった場合は、次の選定順位により選定します。同順位の場合は、抽選により選定します。抽選により当選した枠から空き枠への変更は、抽選会終了までは可能ですが、終了後は受け付けません。

(1) 希望月数の多いもの。

(2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの。

抽選会は、令和8年3月13日（金）10時から、長崎県庁行政棟318会議室で実施します。

8 . 広告掲出決定後の手続き

(1) 掲出決定の通知

広告掲出の可否及び掲出場所については、9の部局から申込者に対して通知します。

(2) 契約締結

上記（1）の通知の際、契約書を同封しますので、押印のうえ指定された日までに提出してください。

(3) 広告原稿（ポスター）の提出

指定された日までに、広告原稿（ポスター）を提出してください。

(4) 広告掲出場所貸付料の納付

9の部局から納入通知書を送付しますので、指定の日までに金融機関窓口にて納入してください。

9 . 担当部局（申込書提出先）

（住所） 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

（名称） 長崎県 総務部 管財課 財産活用班

（電話） 095-895-2186

（FAX） 095-895-2553

（メール） s01050@pref.nagasaki.lg.jp